

(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会の進め方(案)

よりよいまちづくりのための、基本的な理念、原則、役割分担、制度、仕組みなどについて定めた条例を一般的に自治基本条例といいます。

(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会では、市長の諮問に応じ、昨年度、一宮市自治基本条例(仮称)を考える会から提出された「『市民自治によるまちづくり基本条例』策定に向けた提言書」(別添)を基に、一宮市における自治基本条例の素案を策定していただきます。ただし、検討委員会で合意すれば、提言書とは異なる内容の条文となることを妨げません。

1 会議について

基本的に、月1回のペースで土日の昼間に開催します。また、お忙しい方ばかりでたいへん恐縮ですが、日程については基本的に事務局で決めさせていただきます。

原則として公開で行います。また、議事録(要約)・委員名簿・会議風景の写真などを市ホームページ等で公開する予定です。

委員の半数以上が出席しなければ開催できません。

2 委員の任期について

(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会の設置に関する要綱第6条に「委員の任期は、検討委員会による市長への答申が終了する日までとする。」とありますが、実際は、平成22年2月までに答申をまとめていただきたいと考えています。

3 スケジュールについて

別添 のとおり

考える会について

考える会は、一宮市における自治基本条例の基本的な考え方（盛り込むべき項目、その内容及び考え方）を市長に提言していただくために、すべて公募市民により組織され、平成20年3月より約1年間に渡り活動していただきました。

任務

一宮市における自治基本条例の基本的な考え方（盛り込むべき項目、その内容及び考え方）を市長に提言していただく。

構成

すべて公募市民（33名）

活動内容

- ・全体会 21回
- ・分科会 14回（市民・議会分科会7回、行政分科会7回）
- ・ヒアリング 2回（町内会等1回、NPO等1回）
- ・タウンミーティング 3回（地域住民が拓くまちづくり、市民活動が拓くまちづくり、若い世代が拓くまちづくり）
- ・フォーラム 1回（市民が主役のまちづくり）
- ・役員会 12回
- ・アンケート 2,833名（単にお願いするだけではなく、会合やイベント、職場、公民館などへ考える会の委員が実際に足を運び自治基本条例について説明した上でお答えいただくという手法を多く採用した。）